

学校における新聞等を活用した教育活動推進のための連携と協力に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社中日新聞社（以下「乙」という。）は、乙が運営する学校教育用ウェブサービス（以下「サービス」という。）等を活用した甲乙間の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、学校現場におけるＩＣＴ（情報通信技術）の効果的な活用が求められる社会情勢に鑑み、岐阜市立小・中学校等において、主体的・対話的で深い学びを進め、生きる力を育み、地域や社会への興味・関心・愛着を持ち、学ぶ意欲に満ちた子どもを育むことに資することを目的とする。

（取組方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議のうえ連携して教育活動に取り組むものとする。

2 甲及び乙は、連携する教育活動を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な実施方法については、甲乙合意のうえ決定する。

（連携教育活動）

第3条 前条第1項に定める、連携して取り組む教育活動とは、以下のとおりとする。

- (1) 乙が運営するサービスを岐阜市立小・中学校等で活用するにあたって、効果的に運用できるようとするためのサービスの改善や学校における使用方法・運用ノウハウの共有に関すること
- (2) その他、甲乙が共に必要であると合意した岐阜市立学校における教育活動の推進に関すること

（確認事項）

第4条 甲は、著作権法等の関係法令を遵守し、サービスに関して乙の所有する著作権その他の知的財産権の保護に必要な配慮をすることを確認する。

2 甲及び乙は、本協定の締結が、甲乙いずれかが前条に関連する事項に関して第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

3 甲及び乙は、本協定締結により学校における新聞等を活用した教育活動に関し、業務委託その他いかなる契約についても優先権を与えるものでないことを確認する。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の6か月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく教育活動の実施にあたって知り得た相手方の機密情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合又は法令（本市条例を含む）等に基づく場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第8条 甲及び乙は、本協定に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には相手方に対し現実に受けた損害の範囲内において賠償を請求することができる。

2 特別の事情による損害と履行利益または逸失利益は賠償の対象としない。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年1月18日

甲：岐阜市今沢町18番地

岐阜市 代表者

岐阜市長

柴橋正直

乙：名古屋市中区三の丸一丁目6番1号

株式会社中日新聞社

代表取締役社長

大島寧一郎